

GATT/WTO ルールの経済的意義

大 山 道 広*

現代の国際貿易制度の基礎にある GATT/WTO ルールの経済的意義を明らかにする。その基本原則である無差別主義(最恵国待遇原則)と相互主義は貿易自由化交渉のルールとして互恵的で、しかも効率的な交渉結果に導く。とはいえ、産業調整費用を考慮すれば、一挙にグローバルな貿易自由化を実行することはかえって望ましくない。GATT/WTO が関税の存続を認め、漸進的な貿易自由化をはかってきたのはそのためである。産業調整費用が重要であれば、貿易自由化を時間的に遅らせるだけでなく、場合によっては同時に空間的にも限定することが合理的である。GATT/WTO が域外諸国との貿易を阻害しないという条件のもとで自由貿易地域、関税同盟などの地域経済統合を容認していることはこの意味で妥当である。本稿では、関税同盟に関する Kemp-Wan 定理に別証を与えるとともに、同様の命題が自由貿易地域についても成立することを示す。

1. はじめに

1947 年に 23 カ国が参加して発足した GATT(General Agreement on Tariffs and Trade)は、前文で「関税その他の貿易障壁の大幅な軽減と国際通商における差別待遇の除去に向けて相互的かつ互恵的な取り決めに結ぶことによって、生活水準の向上、完全雇用の確保、実質所得と有効需要の増大、世界資源の完全利用、財貨の生産と交換の拡大をはかる」と謳い、8 回に及ぶ多国間交渉(ラウンド)を通じて世界の貿易自由化に大きく貢献した。最後のウルグアイラウンドを経て、1994 年に 2 つの付属文書を含むマラケシュ協定が合意され、それに基づいて 1995 年から WTO(World Trade Organization)が設立された。GATT はたんなる国際協定であったが、WTO は世界銀行、国際通貨基金と同様の国際機関であり、GATT を受け継ぐとともにその組織・機能を強化し、対象範囲を拡大した。GATT 締結以来、締約国の数は着実に増加し、WTO が発足した 1995 年初めには 128 カ国となり、その後さらに 130 数カ国に増えている。現在の国際貿易制度を GATT/WTO 体制、国際貿易政策を律するルールを GATT/WTO ルールと呼んでも過言で

はあるまい。これから 21 世紀にかけて、この体制・ルールのもとで国際的に移動可能なすべての財・サービスについて貿易障壁や差別待遇がさらに軽減され、グローバルな貿易化が推進されることが期待される。

ところで、GATT が経済学的な意味での自由貿易主義に基づいて構想されたとは言えないという見解や、その基本理念は重商主義的なものであるという見方さえある。確かに、GATT には自由貿易の実現を目標とするという明確な記述はない。それどころか、相殺関税や反ダンピング関税の規定(GATT 第 6 条)、国際収支擁護のための輸入制限に関する規定(第 12 条)、そしてセーフガード(第 19 条)の規定などは、輸出は国家にとって利益になるが、輸入は損失であり、貿易差額の減少は国家にとって由々しき凶事であるという反経済学的な思想を表していると読むことも不可能ではない。GATT の基本原則と見なされる相互主義(principle of reciprocity)の規定(前文および第 28 条)でさえ重商業主義的な交渉ルールと解釈することもできる¹⁾。しかし、GATT/WTO が数量制限を原則として禁止し、関税の引き下げを推進しようとしていることは疑いをいれない。そのパラダイムに重商主義の痕跡が認められるとしても、

GATT/WTO の基本原則である無差別主義 (principle of non-discrimination) はもちろんのこと、相互主義もまた世界資源の効率的な利用に資するという意味で経済学的に有意義なものである。本稿では、経済理論に基づいて GATT/WTO ルールの意義を明確にしたい。

本稿は以下のように構成される。第2節では、国際経済の一般均衡モデルの枠内で異なる2つの状況の経済厚生を比較し、その優劣を判定する条件を明らかにする。これは以下の分析の基礎となる。第3節では、GATT/WTO ルールの基本原則である無差別主義、特に最恵国待遇原則の経済的意義を論じる。第4節では、最恵国待遇原則が適用されない重要な事例として、自由貿易地域、関税同盟等の地域経済統合をとりあげ、一定の条件のもとでそれらが世界の資源配分の改善をもたらすことを示す。第5節では、GATT/WTO ルールのもうひとつの基本原則である相互主義について考察する。一般にはよく理解されていないようであるが、2国間の関税引き下げ交渉が相互主義に基づいて、しかも最恵国待遇原則を前提として行われるならば、交渉当事国にのみならず自余の世界にも経済厚生上望ましい結果をもたらすことを明らかにする。最後に、結論に代えて最近広範に論じられている国内規制の国際的同一化 (international harmonization of domestic policy measures) の問題に言及する。

2. 厚生比較の基準

GATT/WTO ルールの経済的意義を明らかにするためには、経済厚生を判断基準を用意する必要がある。経済学で最も広く受け入れられている基準は、異なる経済状況を資源配分の効率性によって比較するパレート優越性の基準である。

以下の分析に必要な限り単純化して、この基準による厚生比較定理を示しておきたい。世界に有限個の財(サービスを含め)があるものとし、それらの財の対外取引に従事する一国(あるいは何らかの国家連合)の静態競争経済を想定する²⁾。これらの財は最終消費財であっても中間

財ないし生産要素であってもよい。また、貿易財であっても非貿易財であってもよい。2つの異なる状況 S' 、 S'' について開放経済の均衡を考え、単純化のために、国内(あるいは連合内)の消費や生産に対する課税・補助金や外部経済は存在しないものとする。いま p' 、 p'' を状況 S' 、 S'' における国内(あるいは連合内)の均衡価格ベクトル、 x' 、 x'' を均衡消費量ベクトルとすると、所得分配の如何にかかわらず

$$p''x'' \geq p'x' \quad (1)$$

という関係が成立するならば、この国(もしくは連合)の観点から見て、 S'' は S' にくらべて経済厚生上潜在的にすぐれている(もしくは劣っていない)と言うことができる。この場合、すべての消費者の効用が S' おいて S'' より高くなることはありえないからである³⁾。もしある財が直接消費されない中間財ないし生産要素である場合には、その消費量はいつでもゼロとなる。状況 S'' において、財 i の輸入に従価税率 t_i の関税が輸出国の如何にかかわらず一律に課せられているものとしよう。このときの国際価格(あらゆる供給源からの輸入価格)ベクトルを q'' 、 i 番目の対角要素を t_i'' とする対角行列を T'' とすると、内外の価格は

$$p'' = (I + T'')q'' \quad (2)$$

によって結びつけられる。さらに、 y' 、 y'' を S' 、 S'' の均衡生産量ベクトル、 a' 、 a'' を同じく初期保有(賦存)量ベクトル、 e' 、 e'' を超過需要量(純輸入量)ベクトルとすると、

$$e' = x' - y' - a' \quad (3)$$

$$e'' = x'' - y'' - a'' \quad (4)$$

と書くことができる。もしある財が非貿易財であれば、その超過需要量はいつでもゼロとなる。国際収支が均衡するものとして、

$$q''e'' = 0 \quad (5)$$

と仮定する。 S' と S'' の間に初期保有に変わりがない($a' = a''$)とすると、(2)、(3)、(4)から

$$p''x'' - p'x' = q''(e'' - e') + q''T''(e'' - e') + p''(y'' - y') \quad (6)$$

という関係が導かれる。両状況の生産集合が同一で、企業が利潤を最大に行動しているとすれば、 $p''y'' \geq p'y'$ となるので、次の命

題が得られる。

厚生比較定理：同一の初期保有と生産集合を持つ2つの状況 S'' , S' を考える。 S'' が S' にくらべて経済厚生上潜在的にすぐれている(もしくは劣っていない)と言えるための十分条件は、各状況における所得分配の如何にかかわらず

$$q''(e'' - e') + q''T''(e'' - e') \geq 0 \quad (7)$$

が成り立つことである。

条件(7)の左辺第1項は、(5)から S' から S'' に移行することにもなう交易条件の変化を示すものと解釈でき、第2項は状況 S'' の関税率で評価した関税収入の変化にはかならない。前者は交易条件効果、後者は関税収入効果と呼ばれることがある。

この命題については、次の2つの注意が必要である。第1に、それが長期において成立する定常均衡に限定して、2つの状態の厚生を比較していることである。貿易自由化など、現実の制度改革を評価するに当たってはある状態から他の状態に移行する過程で生じる問題についても配慮しなければならない。第2に、2つの状況をもっぱら資源配分に関するパレート優越性の基準によって比較していることである。条件(7)はその意味で「潜在的な」経済厚生を比較する基準を与えているにすぎない。 S'' が S' にくらべて実際にすぐれていると言えるためには、条件(7)に加えて、 S'' が S' に対して所得分配の公平性の点でも劣っていないことが必要である。公平性の比較については、一般に認められた基準があるとは言えない。多くの国で実際的な租税原則として認められてきた水平的公平(horizontal equity)と垂直的公平(vertical equity)の基準は、曖昧ではあるが考慮に値するものである。一般に適切と考えられる所得再分配が何らかの理由によって困難である場合には、資源配分の効率性を若干犠牲にしても、代償的な措置が講じられる必要がある。

3. 無差別主義

各国の貿易政策は、その生産物やサービスの自国への販売を抑制するため、また場合によっては自国の生産物やサービスの外国市場での販売を促進するために用いられる。そのための政策手段としては、輸入数量制限、輸入関税、輸出補助金、あるいはそれと同様な対外差別的効果を持つ措置(非関税貿易障壁)がある。GATT第1条(一般最恵国待遇)では各締約国は他のすべての締約国に対して無差別に関税、課徴金その他の国境措置を適用すべきこと、また第3条(内国民待遇)では、各締約国は内国税、内国課徴金その他の国内措置を内外無差別に適用すべきことを規定している。関税その他の国境における貿易障壁を無差別に引き下げても、国境を越えて国内に輸入された産品が国内で流通・販売されるにあたって国内産品と差別的に扱われるようなことがあれば、貿易自由化の実効はあがらない。その意味で、第3条の規定は第1条のそれを補完するものである。これらの規定をあわせて、無差別主義の原則を実効あらしめるものと理解することができる。ただし、GATTは数量制限については原則として禁止するという立場をとりながら、関税ないしそれに準じる課徴金についてはその据え置きないし引き下げを求めるにとどめている。つまり、関税ないし課徴金という手段による対外差別的措置については、その存続を容認していることに注意しよう。

3.1 自由貿易命題

関税、数量制限などの差別的規制は、国境を越えて移動可能な財が各国で(輸送費・流通費による差異を別にすれば)同じ価格で取引引きされるといふ「一物一価」の法則の成立を妨げる。単純化のために、外部経済が存在せず、各国のすべての市場で完全競争が行われているものとしよう。ある財 i が財 j にくらべて自国で外国より相対的に高い価格で取引引きされるとすれば、財 i の財 j に対する買い手の相対的評価は自国で外国より高く、逆に財 j の財 i

に対する相対的評価は外国で自国より高いと言える。そのような場合、外国で財 i の使用量を少し減らし財 j の使用量を少し増やすとともに、自国で財 i 、財 j の使用量を同量だけ増減することにより、両財の供給量を一定に保ったまま両国の経済厚生を高めることができる。この結論はこれらの財が消費財であっても中間財であっても、あるいは生産要素であっても同様に妥当する。したがって、国境を越えて移動可能な財について「一物一価の法則」が国際的に成り立っていない状態は「パレート最適」でなく、資源配分の改善の余地があることを意味している。換言すれば、世界の資源配分がパレート最適となるためには、国境を越えて移動可能なすべての財・サービスについて一物一価が成り立つことが必要である。

逆に、一物一価が国境を越えて移動可能なすべての財について成り立っていれば、世界の資源配分はパレート最適になっていることも容易に確かめられる。このことは、上記の厚生比較の定理を世界全体の「国家連合」に適用することにより明確に示すことができる。 S' が任意の非自由貿易(何らかの貿易障壁が存在する)状況、 S'' が自由貿易が行われている状況としよう。この場合、世界全体の「対外貿易」はゼロ、したがって $e' = e'' = 0$ となり、 S'' ではすべての財の価格は国際的に均等化するので、条件(7)が成り立つことは明白である。したがって、世界全体として見れば、自由貿易が行われている状況は他のいかなる状況にくらべても経済厚生上潜在的にすぐれていると言える。

3.2 最恵国待遇原則

すでに指摘したように、GATT/WTO は一定の制限条項のもとで関税の存続を容認している。無差別主義の原則は、厳密な意味で各国の内外での一物一価の即時的実現を要求するものではない。そこで当面求められているのは、各国が同一財に対してその輸出国の如何にかかわらず同一率の関税を適用し、いわば国境における一物一価を実現すること、そして完全な自由貿易、すなわち各国内外での一物一価の実現に

向けて漸進的に貿易障壁を低めていくことにすぎない。この点について、次の2つの事柄を区別する必要がある。ひとつは、各国が同一財の輸入に無差別に同一の税率を適用するという最恵国待遇の原則、もうひとつは貿易障壁を一举に撤廃するのではなく、時間をかけて徐々に引き下げていくという漸進的自由化の方針である。このいずれにも経済学的な意味がある。

最恵国待遇の原則は、各国が任意の財の貿易に当たりすべての貿易相手国の中で最も低廉な供給国から優先的に輸入し、最も高価な需要国に優先的に輸出することを可能にする。換言すれば、各国はこの原則のもとで、一定量の貿易を最も効率的に実行することができるのである。この点は、任意の一国に上記の厚生比較定理をあてはめることによって証明することができる。いま S' が貿易相手国ごとに差別的な関税を任意に課している状況、 S'' が相手国を差別せずに関税を課している状況とする。さらに、状況 S' の貿易量を所与として、これら2つの状況の間ですべての財について同じ貿易量が達成されるように、すなわち $e' = e''$ となるように状況 S'' の関税率が調整されているものとする。このとき、条件(7)は等号で成立する。したがって、一国がすべての財について一定の貿易量を確保するという目的を達成するためには、最恵国待遇原則にしたがって貿易相手国を差別せずに関税を課することが最適である。

3.3 産業調整費用と漸進的自由化

GATT/WTO が漸進的な貿易自由化を支持していることは、第2節で導入した厚生比較定理が前提とするモデルだけでは理解できない。そこでは、状況 S' と状況 S'' との潜在的経済厚生が比較されているが、 S' から S'' への移行過程で生じる費用は無視されているからである。現実の貿易自由化を評価するにあたっては、それにとりまな移行過程の産業調整費用に正当な考慮を払う必要がある。関税引き下げは国内相対価格の変化を通じて比較劣位産業の縮小と比較優位産業の拡大という形で産業構造の転換をもたらす。その際に、縮小する産業での労働の

解雇と資本設備の廃棄・売却、拡大する産業での労働の雇用・再訓練と資本設備の改修・拡張のための調整費用 (adjustment costs) が発生する。そもそも貿易自由化のねらいは産業転換による内外の資源配分の効率化を達成することにあるのであるが、急激な構造転換は、短期的には労働、資本など生産要素の産業間再配分にもなう調整費用を激増させる。各産業の経営資源が限られていることにより、これらの調整の限界費用は一定期間中に必要な調整量の増加とともに急速に増加するからである。これに加えて、短期間に大量の調整が必要とされるような場合には、調整費用は禁止的に莫大なものとなり、有能な労働の失業や有用な資本設備の遊休といった事態が生じるかもしれない。これもまた産業調整費用の重要な一部となる。漸進的な貿易自由化はこのような産業調整費用を軽減するために必要であり、経済的に合理的なものとして評価できる⁴⁾。

3.4 例外規定

WTO/GATT ルールには最恵国待遇原則に対するいくつかの例外規定がある。輸出補助金に対する相殺関税や反ダンピング関税、セーフガード、地域経済統合の条件付承認や発展途上国に対する特別待遇がそれにあたる。相殺関税、反ダンピング関税、セーフガードは急激な産業転換にともなう調整費用を軽減したり、その発生を予防するセカンドベストの施策として必要とされる場合がある。発展途上国に対する一般特惠制度 (general system of preferences) は、垂直的公平の概念と国際的な所得再分配に要する政治的費用によって説明できる。途上国に存在する多くの製造工業は幼稚産業であり、世界経済全体としての資源配分の観点から何らかの形でこれを助成することが望ましい。理想的な条件のもとでは、そのような産業には生産補助金を与えることがファーストベストであるが、途上国政府にはそれだけの余裕がなく、先進国政府も国内の政治的費用を考慮すればそのための援助を十分には行えないのが実情である。このような場合には、先進国は途上国の当該産業

に対して差別的に市場を開放することがセカンドベストの措置としての意義を持つ⁵⁾。地域経済統合については節を改めて論じる。

4. 地域経済統合

産業調整費用の存在は、貿易自由化の実現をたんに時間的に遅らせるだけでなく、空間的にも遅らせる可能性がある。ある地域の国々の間での貿易自由化はグローバルな自由化よりも調整費用が少なくて済み、したがってより急速に進めることが望ましいと判断されることがある。たとえば、利用可能な生産技術や要素賦存の構造が類似した国々間の水平的統合は、大規模な産業転換と調整費用をとまなうことなく実現可能である。その場合でも、産業内貿易の拡大による消費の多様化、大市場の競争効果、規模効果を通じたコストダウンなど、自由化のメリットは十分にある。逆に経済構造が極端に異なり、それぞれの比較優位財に完全特化しているような国々間の垂直的統合は、新たな産業調整の費用がかからず、しかも比較優位の差異による分業利益が大きいと考えられる。さらには、地理的、文化的に近接し、経営資源や労働の国際移動が容易な国々の間では、一国の比較劣位産業の縮小によって排出された経営資源や労働が他国の比較優位産業に大きな調整費用をとまわずに吸収されるかもしれない。この場合、これらの生産要素の移動の自由化を含めた「より深い統合」(deeper integration) が意味を持つことになる。このように、一部の国々間で貿易自由化をより急速かつ広範囲に達成することができる場合には、最恵国待遇原則にとらわれてそれを妨げるのは得策ではない。

4.1 関税同盟

このように考えれば、GATT 第 24 条が最恵国待遇原則に対する例外として、一定の条件をみたす自由貿易地域、関税同盟などを容認しているのは経済的にも当然のことと言えよう。その条件の中で特に大切なのは、他の締約国に対する関税その他の貿易障壁を従来より厳しくしてはならないとする規定 (第 24 条の 5) である。

この条件が何を意味するかは必ずしも明らかでないが、そのひとつの解釈は域外諸国との従来の貿易量を以前と同一水準に保つように対域外の関税を調整すると読むものである。この条件をみたす関税同盟が世界の資源配分を改善することが Kemp(1964), Vanek(1965)によって示唆され、Ohyama(1972)および Kemp and Wan(1976)によって一般均衡モデルに基づいて証明された。近年、地域経済統合が世界中で活発化していることもあり、この結果が学界で注目され、Kemp-Wan 定理として知られるようになった。McMillan(1993)はこの定理に依拠して、域外諸国との貿易量を減らさないことを条件として明示するように第 24 条を改正することを提案している。

ここでは、域外諸国との貿易量を減らさないという条件をみたす関税同盟および自由貿易地域に厚生比較定理を適用して、その経済厚生効果を明確にしたい。まず、関税同盟に関する Kemp-Wan 定理を確認しておこう。厚生比較定理がその関税同盟参加国の国家連合に関するものとする。S' が関税同盟前の状況、S'' が同盟後の状況に対応するものとする。同盟は対外共通関税をすべての財について域外諸国との貿易量を同盟前の水準に維持するように設定するとすれば、 $e' = e''$ となるから、条件(7)は等号で成立する。このことから、加盟国全体の経済厚生が増加することがわかる。自余の世界は仮定によって影響を受けないから、この関税同盟によって世界全体の資源配分が改善されると言える。

4.2 自由貿易地域

Kemp-Wan 定理は関税同盟について妥当するものとされているが、自由貿易地域についても同様のことが言えるであろうか。自由貿易地域に参加する任意の加盟国に厚生比較定理をあてはめることにより、この疑問を肯定的に解くことができる。各加盟国はそれぞれの対域外関税を域外諸国との以前の貿易量を不変に保つように調整するものとする。S' が自由貿易結成前の状況、S'' が結成後の状況とする。この国

の域内他国との均衡貿易量のベクトルを e_m 、域外諸国との貿易量のベクトルを e_o とすると、 $e' = e_m' + e_o'$ 、 $e'' = e_m'' + e_o''$ と書くことができる。自由貿易地域では域内貿易に対する関税が撤廃されることを考慮すると、条件(7)は

$$q''(e'' - e') + q''T''(e_o'' - e_o') \geq 0$$

仮定によって、 $e_o' = e_o''$ であるから、これはさらに

$$q''(e_m'' - e_m') \geq 0$$

と簡単になる。各国が自由貿易地域に参加することによって対外交易条件が不利化しない限り、この不等式はみたされる。もちろん、自由貿易地域に参加する各国の対外交易条件は有利化することも不利化することもありうるから、この条件がすべての参加国についてみたされるとは言えない。しかし、参加国全体としては相互の輸出入は相殺するから、この式の左辺を参加国全体で集計するとゼロになる。同じことであるが、自由貿易地域全体としての交易条件は仮定によって変化しない。交易条件が有利化した国から不利化した国に適当な所得トランスファーが行われるならば、すべての参加国の経済厚生が増加することになる。いうまでもなく、自余の世界の経済厚生は変化しない。

5. 相互主義

GATT/WTO 体制のもうひとつの基本理念として、相互主義の原則があげられる。その根拠は GATT 前文および世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の前文と、GATT 第 28 条の 2 に明記されている「相互的かつ互恵的な」(reciprocal and mutually advantageous)取り決めないし交渉をが重要であるとする規定に求められる。もっとも、相互主義の原則が、無差別主義の原則とならんで、はたして GATT/WTO 体制の基本原則として容認されるべきものであるかどうかについては異論がないわけではない。歴史的には、相互主義は保護主義者によって主張され、「不公正な」貿易相手国を罰するための口実に用いられたことが知られている。たとえば、1890 年の米国通商法では、相互主義の理念に基づいて、米国の産品に「不平等で不

合理」(unequal and unreasonable)な関税を課していると判断される国々に対して大統領に懲罰的な関税を課する権限を認めていた。しかし、1934年通商法以後の時期には、相互主義の原則が最恵国待遇原則と併用されることにより、多国間の貿易自由化を推進するために重要な役割を果たしうることが理解され、尊重されるようになった。こうした米国における認識の変化がGATT/WTOで相互主義の原則が採用された背景にあることは間違いない。(Goldstein (1993)参照)。

5.1 関税交渉の互恵性

一国による関税引き下げが交易条件の不利化を通じて潜在的厚生低下を招くような場合、その一方的、自発的な実施は一般に期待できない。むしろ、その国は関税引き上げへのインセンティブを持つであろう。各国が非協力的に行動すれば、ナッシュ流の不効率な関税均衡(四人のジレンマ)に陥ることが予想される。これに対して、相互主義が最恵国待遇条項とともに関税その他の貿易障壁の引き下げに適用される原則として用いられるならば、その取り決めは互恵的で、しかも他国にも好影響を及ぼすものとなることが期待される。つまり、相互主義は各国に貿易障壁引き下げへのインセンティブを与える仕掛けとして評価できるのである。

厚生比較定理を用いてこの点をより明確にしよう。多国間交渉(ラウンド)の場で、多数の2国間関税引き下げが同時かつ並行して実施されるものとする。条件(7)を任意の交渉参加国に適用し、 S' が関税引き下げ前の状況、 S'' は引き下げ後の状況とする。どの2国間においても関税引き下げが相互主義に基づいて「同程度」になされ、最恵国待遇原則が遵守されるとすれば、各国の対外交渉条件にあまり変化しないはずである。関税引き下げの交易条件効果が無視可能($q''(e''-e')=0$)であるとすると、(7)は

$$q''T''(e''-e') \geq 0$$

と単純化される。関税が引き下げられた品目の対外貿易量は通常増加するので、この条件が各参加国についてみたされることはほぼ確実であ

る。つまり、このようにデザインされた多国間交渉はすべての参加国の経済厚生を高める蓋然性が高いと言える⁶⁾。この結論は、ケネディ・ラウンド以来行われてきた一括関税引き下げ交渉についても同様に妥当する⁷⁾。

5.2 過渡期の失業

以上の分析では度外視されているが、相互主義に基づく2国間の関税引き下げは、産業転換にともなう過渡期の失業を節約する効果もある。ここでは、簡単な貨幣経済モデルによってこのことを例解しよう。すでに一国の関税が一方的に引き下げられた場合、外国製品の国内価格は低下し、国内代替品に対する需要は減少し、貨幣賃金が硬直的であれば、その産業の労働需要は減少する。このようにして生じた余剰雇用者は長期的には貨幣賃金の調整を通じて他の産業で活用されると期待されるが、短期的には失業する。また、外国製品の輸入価格は上昇し、交易条件が悪化する。これに対して、外国ではこの国に対する輸出が増え、失業が減り、交易条件が有利化するなどの利益が生じる。しかし、国際関係の現状では、国際的な所得のトランスファーは困難であり、関税引き下げ国の失業増加や交易条件の悪化という形で生じる社会的費用は、もっぱら自己の負担となる。したがって、各国の自発的、一方的な自由化を期待することは短期的にも現実的でない。しかし、この国の輸出品に対して貿易相手国が同時に同程度の関税を引き下げるとしたらどうであろうか。その外国需要は短期的にも増大し、その輸出価格は上昇し、輸出産業の労働需要の増大を誘発する。その結果、輸入競争産業で生じた失業はすみやかに輸出産業に吸収される蓋然性が高くなる。このように、相互主義的な貿易障壁の撤廃は、短期的にも交易条件をほぼ一定に保つとともに各国で生じる失業を抑制する効果がある。

5.3 例外規定

相互主義のもとでの2国間交渉が世界資源の効率的利用に貢献するという認識は一般的なものではない。相互主義の原則についての通説的

な理解は、貿易自由化のフリーライダーを排除し、それにとまなう産業調整コストを各国に公平に負担させるためのルールというものである⁸⁾。もちろん、そのような解釈も誤りではない。その場合、それは水平的公平の要請にこたえるものとして正当化される。しかし、垂直的公平の観点からすれば、この原則はすべての国に一律に適用されるべきではない。貿易自由化のコストは富める先進国に重く、貧しい開発途上国には軽くすることが望ましいからである。とはいえ、途上国が直接負担せざるを得ない産業調整コストを補償する先進国からの所得トランスファーは政治的に困難である。GATT36条で開発途上国に対しては相互主義を期待しないとしているのは、垂直的公平に配慮して設けられた、国際的な所得トランスファーに代わるセカンドベストの代償措置と見なすことができる。

6. おわりに

GATTが長期にわたって存続し、成功を取ってWTOに発展したのは、その基本的なルールが多くの特長であったことによると考えられる。経済学的には、GATT/WTOの目的は、国境での貿易障壁を軽減・撤廃することを通じて、究極的にはグローバルな自由貿易を実現することと解釈できる。輸送費・流通費などによる差異を別とすれば、グローバルな自由貿易はすべての移動可能な財・サービスについて一物一価の法則を成り立たせ、世界資源の効率的な利用を実現すると考えられる。本稿で明らかにしたように、GATT/WTOの基本原則である無差別主義(最恵国待遇原則)と相互主義は、互恵的かつ効率的な取り決めに支持するという意味で貿易自由化交渉のルールとしてすぐれている。とはいえ、貿易自由化にとまなう短期的な産業調整費用を考慮すれば、一挙にグローバルな貿易自由化を実行することはかえって望ましくない。産業調整費用が重要であるという認識に立てば、GATT/WTOが関税の存続を認め、漸進的な貿易自由化を支持していることや、域外諸国との貿易を

阻害しないという条件のもとで自由貿易地域、関税同盟などの地域経済統合を容認していることも賢明な態度として評価できる。

近年、ますます緊密化しつつある国際経済関係を背景として、環境基準、労働基準、独占禁止政策などの国際的相違が問題にされ、その解消、すなわち国内規制の国際的「同一化」(harmonization)の必要性が論じられるようになった⁹⁾。紙幅の関係上詳しく論じることはできないが、GATT/WTOとの絡みでは、それは経済力に格差のない国々の間で同程度に市場を開放し合うことが「公正」(fair)であるとする主張となる。この考え方は、スポーツとの類推で平坦な競技場(level playing ground)の原則と表現されることもある。その背後には、環境ダンピングや社会的ダンピングに対して輸入制限を正当化しようとする、新しい衣をまとった古い保護貿易主義の姿が見え隠れする。経済学的には、平坦な競技場の比喻は正確ではない。そこで考えられているゲームのプレイヤーは主として企業であるが、真のプレイヤーは企業ではなく国家であり、経済学的には国家の利害関数はあくまでも究極の経済主体である消費者のそれを反映するものでなければならないからである。

経営資源であれ労働であれ、それらが国際的に移動する財であれば、その価格、したがってそれに影響する国内規制が国際的に同一化することは世界の資源配分上望ましいと言える。地球環境を汚染する公害もまた、国境を越えて移動する「負の財」(bads)であり、その世界全体としての排出量を規制することが必要である。その場合、排出権の価格も国際的に同一化することが望ましい。しかし、このことは、何らかの「公正性」(fairness)を実現するための方途ではなく、資源配分の効率性を確保するための要件として理解されるべきである。さらに、いくつか注意すべきことがある。第1に、自然の理由によって国際的に移動しない、あるいは何らかの経済外的な理由によって移動すべきでないと判断される財・サービスについては、同一化は必要ではない。第2に、同一化にとまなう産業調整費用が大きい場合には、その実現を急ぐ

べきではない。第3に、環境規制や労働規制の同一化は国際的な所得分配に「不公正な」影響を及ぼす可能性がある。そのような場合には、何らかの代償措置を講じる必要がある。新時代のWTOのひとつの課題は、これらの点に配慮しつつ、他の国際機関と連携・協力しながら選択的、漸進的に国際的同一化の実現をはかることにあると言えよう。同時に、環境や労働の保護を名分とする保護貿易措置を安易に容認せず、むしろできるだけ抑制することもその重要な責務である。

(慶應義塾大学経済学部)

注

* 1998年10月21日、一橋大学経済研究所で開かれた研究会で本稿の趣旨を報告する機会を与えられ、参加者から多くの有益なコメントを得ることができた。記して謝意を表したい。

1) たとえば兼光(1991)、Krugman(1991)、小島(1997a, b)、Ethier(1998)参照。

2) 本節の分析結果は、収穫逓増を含む不完全競争モデルにも一定の条件のもとで適用可能である。Ohyama(1972)、(1999)参照。

3) たとえば、Ohyama(1972)、Lemma 1 参照。

4) 調整費用の概念に基づいて漸進的自由化の合理化を試みる文献はすでに多数存在する。たとえば、Furusawa and Lai(1996)参照。なお、このことは、一般に制度改革に関するビッグバン・アプローチを否定するものではない。旧制度の存在そのものがそれ自体を保存し、増殖するような働きを持つ場合には、一挙に根絶やしにする必要があるかもしれない。

5) しかし、この取り決めが案に相違して開発途上国の利益にはならなかったとする見解もある。Srinivasan(1998)、pp. 24-25 参照。

6) 相互主義的な2国間交渉が単発的に行われるような場合には、その互惠性、効率性は必ずしも保証されないことに注意する必要がある。

7) 相互主義に基づく貿易交渉が最恵国待遇原則と併用される場合、効率的な交渉結果が得られるという分析はBagwell and Staiger(1997)にも見られる。ここでは、政治経済学的要素を取り入れた部分均衡の交渉モデルが用いられているが、その結論にいたる基本的なロジックは本稿のそれと同様なものである。

8) たとえば、Hoekman and Kostecki(1995)、pp. 27-30 参照。

9) たとえば、Bhagwati and Hudec(1997)参照。

参 考 文 献

兼光秀郎(1991)『国際経済政策 サミット・保護主義・ガットの世界』東洋経済新報社。
小島 清(1997a)「GATT/WTOの経済学・上——自

由貿易と公正貿易」『貿易と関税』第45巻第8号、pp. 44-57。

小島 清(1997b)「WTO/GATTの経済学・下——自由貿易対新重商主義」『貿易と関税』第48巻第9号、pp. 28-40。

Bagwell, K. and R. W. Staiger (1997) "Reciprocity, Non-discrimination and Preferential Agreements in the Multilateral Trading System," NBER Working Paper, No. 5932.

J. N. Bhagwati and R. E. Hudec (eds.) (1996) *Fair Trade and Harmonization*, Vol. 1, Cambridge MA: The MIT Press.

Ethier, Wilfred J. (1998) "Unilateralism in a Multilateral World," unpublished manuscript.

Furusawa, Taiji and Edwin L.-C. Lai (1996) "Adjustment Costs and Gradual Trade Liberalization," unpublished manuscript.

Goldstein, J. (1993) "Creating the GATT Rules: Politics, Institutions and American Policy," in H. Milner and J. Ruggie ed., *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an International Form*, New York: Columbia University Press, Chap. 6, pp. 201-232.

Hoekman, Bernard and Michael Kostecki (1995) *The political Economy of the World Trading System: From GATT to WTO*, Oxford; Oxford University Press.

Kemp, Murray C. (1964), *The Pure Theory of International Trade*, Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall Inc.

Kemp, Murray C. and Henry Y. Wan (1976) "An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions," *Journal of International Economics*, Vol. 6, No. 1, pp. 95-97.

Krugman, Paul R. (1991) "The Move toward Free Trade Zone," in Federal Reserve Bank of Kansas City ed., *Policy Implications of Trade and Currency Zones*, Symposium Series, pp. 7-42.

McMillan, John (1993) "Does Regional Integration Foster Open Trade? Economic Theory and GATT's Article XXIV," in Kym. Anderson and Richard Blackhurst, *Regional Integration and the Global Trading System*, New York: Harvester Wheatsheaf, pp. 292-310.

Ohyama, Michihiro (1972) "Trade and Welfare in General Equilibrium," *Keio Economic Studies*, Vol. 9, No. 2, pp. 37-73.

Ohyama, Michihiro (1999) "Market, Trade and Welfare in General Equilibrium," forthcoming in *Japanese Economic Review*, Vol. 50, No. 1.

Srinivasan, T. N. (1998) *Developing Countries and the Multilateral Trading System*, Boulder: Westview Press.

Vanek, J. (1965) *General Equilibrium of International Discrimination: The Case of Customs Unions*, Cambridge, MA: Harvard University press.